

令和 7 年度

公共用水域の水質測定結果

令和 8 年 9 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

令和7年度は、福島県内計198地点で公共用水域の測定を実施しました。健康項目では、調査を行った82地点すべてで環境基準を達成しました。生活環境項目の中で水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川100%、湖沼66.7%、海域92.3%で、全水域では93.2%でした。

また、全窒素・全リンの環境基準達成率は、湖沼71.4%、海域0%で、水生生物の生息状況の適応性に係る項目(全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS))の環境基準達成率は、河川及び湖沼とも100%でした。

1 測定内容

(1) 測定期間

令和7年4月～令和8年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省(東北地方整備局及び北陸地方整備局)

(3) 測定地点及び測定項目

ア 測定地点数

表－1 測定水域数及び測定地点数

区分	環境基準の類型指定状況	測定地点数等								
		河川数等	水域数	地点数	地点数の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	43(40)	61(47)	96(55)	55	3	6	18	9	5
	指定無	35(9)	35(9)	37(9)	15	5	7	10	0	0
	小計	78(49)	96(56)	133(64)	70	8	13	28	9	5
湖沼	指定有	15(4)	15(4)	28(8)	24	0	3	0	0	1
	指定無	3(2)	3(2)	3(2)	1	0	0	0	2	0
	小計	18(6)	18(6)	31(10)	25	0	3	0	2	1
海域	指定有	13(6)	13(6)	34(8)	14	0	0	20	0	0
合計		109(61)	127(68)	198(82)	109	8	16	48	11	6

(注) 1 指定の有無は、生活環境の保全に関する環境基準の種類のあてはめの有無を示す。

2 () 内は、測定地点数の内数であり、健康項目の測定地点数を示す。

イ 測定項目

測定項目は、測定地点の状況等により選定して測定しました。

表－２ 測定項目

区 分		項 目 名
健 康 項 目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
生活環境項目		pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
その他の項目	要監視項目	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオktan酸(PFOA)
	トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能(クロロホルム生成能、ジブロモクロロメタン生成能、プロモジクロロメタン生成能、プロモホルム生成能)

2 測定結果の概要

(1) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

カドミウム等27の健康項目は、河川、湖沼及び海域の82地点で測定した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、過去5年間における測定結果でも環境基準の超過はありませんでした。

イ 生活環境項目

(ア) BOD又はCOD

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川100%、湖沼66.7%、海域92.3%で、全水域では93.2%でした(表－3)。

なお、環境基準未達成は6水域でした(表－4)。

表－3 年度別BOD又はCODの環境基準の達成状況

区 分	環境基準 類型	R3年度 達成率 (%)	R4年度 達成率 (%)	R5年度 達成率 (%)	R6年度 達成率 (%)	R7年度	
						達成率 (%)	達成水域数/ 測定水域数
河川	A	100	100	100	100	100	45/45
	B	91.7	100	100	100	100	12/12
	C	100	100	100	100	100	3/3
		98.3	100	100	100	100	60/60
湖沼	A	60.0	46.7	50.0	40.0	66.7	10/15
海域	A	100	57.1	42.9	57.1	85.7	6/7
	B	100	100	100	100	100	6/6
		100	76.9	69.2	76.9	92.3	12/13
合計		92.0	87.5	87.4	86.4	93.2	82/88

表－４ 令和７年度にＣＯＤの環境基準を達成しなかった
湖沼・海域の測定結果

(単位：mg/L)

区分	水 系 名		環境基準点名 (市町村名)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	基準値 (mg/L以下)
		水域名							
湖沼	阿賀野川	尾瀬沼	湖心 (檜枝岐村)	<u>4.5</u>	<u>4.4</u>	<u>4.3</u>	<u>4.4</u>	<u>4.3</u>	3
		秋元湖	湖心 (猪苗代町)	<u>3.5</u>	<u>4.3</u>	<u>4.5</u>	<u>3.9</u>	<u>3.6</u>	3
		雄国沼	湖心 (北塩原村)	<u>5.5</u>	<u>5.0</u>	—	<u>6.9</u>	<u>5.3</u>	3
		東山ダム貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	<u>3.9</u>	<u>4.2</u>	<u>5.3</u>	<u>4.2</u>	<u>4.9</u>	3
	阿武隈川	千五沢ダム 貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	<u>5.5</u>	<u>7.2</u>	<u>7.4</u>	<u>5.9</u>	<u>6.3</u>	3 (注)3
海域	相馬港 及び相馬地先 海域	相馬港及び 相馬地先海域	相馬港南防波堤屈 曲部から西約200m 付近 (相馬市)	1.9	<u>2.6</u>	<u>2.2</u>	2.0	<u>2.3</u>	2

(注) 1 表中の数値はＣＯＤの75%水質値を示す。

(75%水質値については「メモ①75%水質値について」参照)

2 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。

3 千五沢ダム貯水池は、令和7年度までの暫定目標値：ＣＯＤ 5 mg/Lを設定。

(イ) 全窒素・全燐

湖沼や海域の富栄養化の代表的指標である全窒素・全燐の環境基準達成率は、湖沼71.4%、海域0%でした(表－５)。

なお、環境基準未達成水域は湖沼２水域、海域２水域でした(表－６)。

表－５ 年度別全窒素・全燐の環境基準の達成状況

区分	環境基準類型	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
		達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成水域数／指定水域数
湖沼	I	—	—	—	—	—	—
	II	80	80	80	80	80	4/5
	III	50	50	50	50	50	1/2
		71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	5/7
海域	I	—	—	—	—	—	—
	II	100	100	0	0	0	0/1
	III	100	100	0	100	0	0/1
		100	100	0	50	0	0/2

(注) 全窒素及び全燐の環境基準が適用される水域については、全窒素、全燐ともに環境基準を満足している場合に達成水域とする。

表－6 令和7年度に全窒素・全燐の環境基準を達成しなかった湖沼・海域の測定結果
(単位：mg/L)

区分	水域名	環境基準点名 (市町村名)	項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	基準値 (mg/L 以下)
湖沼	東山ダム 貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	全 燐	<u>0.015</u>	<u>0.015</u>	<u>0.016</u>	<u>0.016</u>	<u>0.016</u>	0.01
	千五沢ダム 貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	全窒素	<u>0.78</u>	<u>0.69</u>	<u>0.72</u>	<u>0.68</u>	<u>0.69</u>	0.4 ^{(注)3}
海域	松川浦 海域	漁業権区域区 1号中央付近	全 燐	0.025	0.028	<u>0.033</u>	<u>0.032</u>	<u>0.033</u>	0.03
		漁業権区域区 3号中央付近	全 燐	0.025	0.021	<u>0.033</u>	<u>0.033</u>	<u>0.034</u>	0.03
	小名浜港	四号埠頭先	全窒素	0.36	0.28	<u>0.63</u>	0.31	<u>0.77</u>	0.6

- (注) 1 各基準点における表層の年間平均値を評価する。
2 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。
3 千五沢ダム貯水池は、令和7年度までの暫定目標値：全窒素0.8mg/L、
全燐0.05mg/Lを設定。

(ウ) 全亜鉛・ノニルフェノール・LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）
水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、水生生物の保
全に係る水質環境基準が定められ、平成18年度から順次、県内の各水域に
環境基準のあてはめが行われています。

令和7年度の河川及び湖沼の環境基準達成率は、全ての項目で100%でし
た（表－7）。

表－7 全亜鉛・ノニルフェノール・LASの環境基準の達成状況

区分	項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 ／ 測定水域数
河川	全亜鉛	100	100	100	100	100	44/44
	ノニルフェノール	100	100	100	100	100	43/43
	LAS	100	100	100	100	100	43/43
湖沼	全亜鉛	100	100	100	100	100	14/14
	ノニルフェノール	100	100	100	100	100	13/13
	LAS	100	100	100	100	100	13/13

(注) 指定水域は、河川45水域、湖沼15水域である。

(2) その他の項目の測定結果

ア 要監視項目の測定結果

要監視項目については、32河川 1 湖沼 2 海域の44地点で測定を実施し、指針値を超えた地点はありませんでした。

なお、「PFOS及びPFOA」については、このうち29河川 1 海域の36地点で測定を実施しました。

表－8 「PFOS及びPFOA」の測定結果

(単位：ng/L)

区分	水域	測定地点名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
河川	阿武隈川中流(1)	田町大橋上流 400m	－	－	－	0.3	0.8
	阿武隈川中流(1)	川ノ目橋	－	－	－	1.6	3.0
	社川	王子橋	－	－	－	1.7	2.7
	阿賀野川(1)	大川橋上流	－	－	－	0.3	0.6
	阿賀野川(3)	新郷ダム	10	4.8	0.8 (0.4～1.9)	0.6	1.3
	新田川 (新田橋より上流)	木戸内橋	－	－	－	1.0	0.9
	新田川 (新田橋より上流)	石神水力発電 所付近*	－	－	－	－	1.0
	新田川 (新田橋より下流)	鮭川橋	－	－	－	1.4	1.7
	請戸川	請戸橋	－	－	－	0.4	<0.3
	藤原川	みなと大橋	13	3.5	3.4	3.3	4.6
	只見川 (田子倉貯水池より下流)	藤橋	－	－	－	0.3	0.5
	宇多川 (清水橋より下流)	百間橋	0.3	0.4	0.5	0.3	0.5
	夏井川 (好間川合流点より上流)	北ノ内橋	－	－	－	0.8	1.4
	夏井川 (好間川合流点より下流)	六十枚橋	1.8	1.7	2.4	1.4	1.5
	鮫川 (山田川合流点より下流)	鮫川橋	4.5	4.0	3.7	3.2	3.4
	蛭田川	蛭田橋	3.8	3.5	2.9	2.2	2.8
	久慈川 (茨城県境まで)	高地原橋	－	－	－	1.5	2.2
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	須賀川市水道 取水地点	－	－	－	0.9	1.4

(単位：ng/L)

区分	水域	測定地点名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
河川	大滝根川 (谷田川を含む)	阿武隈川合流 前	2.5	2.0	2.1	2.7	3.1
	逢瀬川 (幕ノ内橋より下流)	阿武隈川合流 前	5.8	5.5	3.9	4.0	3.9
	五百川	阿武隈川合流 前	—	—	—	1.7	2.1
	松川	阿武隈川合流 前	—	—	—	—	4.7
	真野川 (桜田橋より下流)	真島橋	—	—	—	1.0	0.6
	仁井田川	松葉橋	3.1	2.3	2.3	2.4	1.6
	小高川 (善丁橋より下流)	ハツカラ橋	—	—	—	0.5	0.5
	宮川	細工名橋	—	—	—	1.2	1.8
	旧宮川	丈助橋	—	—	—	1.2	1.8
	濁川 (濁川橋より下流)	山崎橋	—	—	—	0.4	1.2
	旧湯川	栗ノ宮橋	—	—	1.8 (1.4～ 16)	3.1 (1.6～ 4.6)	2.0 (1.0～ 3.8)
	旧湯川	工業団地排水 路*	—	—	<u>4,200</u> (6.0～ 22,000)	<u>53</u> (22～ 92)	11 (2.7～ 30)
	移川	小瀬川橋	—	—	—	—	0.9
	滑川	旧4号国道下	—	—	—	—	2.7
	熊川	三熊橋	—	—	—	—	0.4
	富岡川	小浜橋	0.5	0.5	0.6	0.9	0.4
	境川	6号国道下	—	—	—	11	7.2
海域	相双地区地先海域	J E R A (株) 広野火 力発電所沖約 1,000m	0.4	<0.3	0.4	<0.3	0.7

(注) 1 表中の数値は、年1回測定した地点についてはその測定値を、複数回測定した地点については年間平均値を示す。()は複数回測定した結果の検出範囲を示す。

2 *は水質測定計画外の調査地点。

3 下線付数値は指針値(50ng/L)を超過していることを示す。

※ 要監視項目

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、環境庁（現環境省）が平成5年3月に設定したものです。

要監視項目の測定結果を評価する上で設定された、長期間摂取に伴う健康への影響を考慮して算定された値を指針値としています。

※ PFOS及びPFOAの指針値について

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和2年5月28日付け環境省通知）において、毒性的に明確な基準値及び指針値の設定が困難であるとして、各国・各機関が行った評価の中で妥当と考えられるものを参考に、暫定的な目標値として、「指針値（暫定）」とすることとされました。また、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（令和7年6月30日付け環境省通知）により、「指針値（暫定）」が「指針値」に見直されたことから、本資料においても「指針値」と表記しています。

なお、「指針値（暫定）」から「指針値」に見直されましたが値はどちらも50ng/Lであり変更はありません。

イ トリハロメタン生成能の測定結果

7河川7湖沼の15地点で測定した結果、トリハロメタン生成能の年平均値は0.004mg/L未満～0.16mg/Lの範囲で、8地点で水質目標値を達成しました。

水質目標値が未達成だったのは、阿武隈川中流（五百川合流点から内川合流点まで）、夏井川（好間川合流点より上流）、鮫川（山田川合流点より下流）、真野川（桜田橋より上流）、好間川（町田橋より上流）、千五沢ダムサイト、三春ダムサイトでした。

※ トリハロメタン生成能

水中のフミン質などの有機物が浄水処理過程の塩素処理により分解、塩素化されて生成するものであり、ある水が一定の条件下でもトリハロメタンの潜在的な生成量のことをトリハロメタン生成能といいます。

水質目標値は水域の最高平均水温により決定し、30～35℃では0.05mg/L、15℃以下では0.09mg/Lで、水温が5℃下がると水質目標値は0.01mg/L上昇します。

（水質目標値等については、「（参考）トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値」参照）

3 汚濁原因と対策

生活環境の保全に関する環境基準（COD等）について、湖沼では、CODが5水域、全窒素及び全リンがそれぞれ1水域で環境基準が未達成でした。

海域では、COD、全窒素、全リンがそれぞれ1水域で環境基準が未達成でした。

環境基準が未達成の水域についての汚濁原因と対策は次のとおりです。

(1) 湖沼

ア 千五沢ダム貯水池（環境基準未達成項目：COD及び全窒素）

汚濁原因は、農業系、生活系、畜産系の排水のほか、山林などの土地系が主なものと考えられます。

千五沢ダム貯水池に流入する河川の流域は「生活排水対策重点地域」に指定されており、流域自治体と連携して農業集落排水処理施設への接続率向上や浄化槽の整備促進等の対策を推進するとともに、耕種農家に対する指導や畜産農業経営等に対する家畜排せつ物の処理対策等の指導を実施しています。

イ 尾瀬沼（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

ウ 秋元湖（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

エ 雄国沼（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

オ 東山ダム貯水池（環境基準未達成項目：COD及び全リン）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がほとんどないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

(2) 海域

ア 相馬港及び相馬地先海域（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は不明ですが、一因として海流等による影響が考えられます。

イ 松川浦海域（環境基準未達成項目：全リン）

汚濁原因は不明ですが、一因として海流等による影響が考えられます。

ウ 小名浜港（環境基準未達成項目：全窒素）

汚濁原因は不明ですが、一因として海流等による影響が考えられます。

水質測定結果（BOD又はCOD）

1 河川の各調査地点におけるBOD 75%水質値の経年変化

（単位：mg/L） No. 1

水系	水域名	類型等(基準値)	指定 年月日	連番号	調査地点名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
阿 賀 野 川	阿賀野川(1)	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 1	田島橋	0.8	0.7	0.7	0.6	<0.5
				2	大川橋上流	0.9	0.6	0.7	0.6	0.6
	阿賀野川(2)	A, イ (2 mg/L以下)	H14. 7. 15	3	馬越橋	0.8	0.5	0.8	0.8	0.8
				○ 4	宮古橋	1.3	1.1	1.2	1.6	1.1
	阿賀野川(3)	A, ハ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	5	山科地先	1.0	0.9	1.3	0.9	1.7
				○ 6	新郷ダム	0.7	0.8	1.0	0.8	0.7
	只見川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 7	西谷橋	0.6	0.5	0.5	<0.5	<0.5
				○ 8	藤橋	0.6	0.6	0.7	0.7	<0.5
	伊南川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 9	青柳橋	0.6	0.5	0.5	0.5	<0.5
				○ 10	黒沢橋	0.7	0.6	0.6	0.5	<0.5
	田付川	A, ロ (2 mg/L以下)	S57. 6. 22	○ 11	大橋	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		A, イ (2 mg/L以下)	H21. 3. 23	○ 12	下川原橋	1.0	0.9	0.7	0.8	0.7
	宮川	A, イ (2 mg/L以下)	S57. 6. 22	○ 13	細工名橋	1.0	1.1	1.0	0.7	0.8
	旧宮川	B, イ (3 mg/L以下)	S57. 6. 22	○ 14	丈助橋	1.6	1.8	1.2	1.2	1.1
	濁川	A, イ (2 mg/L以下)	S57. 6. 22	○ 15	濁川橋	0.8	0.8	0.8	0.6	0.8
		A, イ (2 mg/L以下)	H21. 3. 23	○ 16	山崎橋	0.9	1.1	0.8	0.7	0.8
	日橋川	A, イ (2 mg/L以下)	S57. 6. 22	○ 18	南大橋	0.7	0.6	0.8	0.9	1.0
	湯川	A, イ (2 mg/L以下)	S57. 6. 22	○ 19	滝見橋	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8
		B, ロ (3 mg/L以下)		○ 20	新湯川橋	3.1	2.2	1.9	1.7	1.8
				21	阿賀野川合流前	2.4	2.2	1.6	1.2	1.5
	旧湯川	B, ロ (3 mg/L以下)	S57. 6. 22	○ 22	栗ノ宮橋	1.1	1.2	1.1	1.0	0.8
阿 武 隈 川	阿武隈川上流	A, イ (2 mg/L以下)	S46. 5. 25	○ 33	羽太橋	0.8	0.8	0.6	0.6	<0.5
	阿武隈川中流 (1)	B, イ (3 mg/L以下)	H14. 7. 15	34	田町大橋上流 400m	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8
				35	川ノ目橋	2.4	1.7	1.2	1.8	1.3
				36	江持橋	1.0	1.1	0.9	1.0	1.2
				○ 37	阿久津橋	1.2	1.2	1.1	1.2	1.3
	阿武隈川中流 (2)	B, ロ (3 mg/L以下)	S46. 5. 25	38	高田橋	2.5	2.0	1.7	2.6	2.5
				39	蓬莱橋	1.8	1.8	1.4	1.8	1.8
○ 40				大正橋	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	

(注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。

2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。

3 類型等は令和7年4月1日現在のもの。

(単位：mg/L) No. 2

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月 日	連番号	調 査 地 点 名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
阿 武 隈 川	広瀬川 (小国川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 41	館ノ腰橋上流	1.0	0.7	0.6	0.5	0.5
		○ 44		広瀬川合流前	1.5	1.6	1.3	1.2	1.5	
		B, イ (3 mg/L以下)		42	地藏川原橋	1.0	1.0	0.9	2.1	0.9
		○ 43		阿武隈川合流前	1.1	0.9	1.0	0.8	1.3	
	摺上川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	49	十綱橋	0.9	0.7	0.8	0.9	0.7
		○ 50		阿武隈川合流前	0.9	0.8	1.0	0.9	1.1	
	松川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 52	阿武隈川合流前	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.7
	荒川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 53	日ノ倉橋上流	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		A, イ (2 mg/L以下)	H21. 3. 23	○ 54	阿武隈川合流前	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
	五百川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	64	石筵川合流後	0.9	0.9	0.6	0.9	0.6
				65	上関下橋	0.7	0.7	0.9	0.5	0.7
				○ 66	阿武隈川合流前	1.4	1.3	1.0	1.1	1.3
	逢瀬川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 67	馬場川合流点前	1.2	1.1	1.3	1.0	0.6
		B, イ (3 mg/L以下)		○ 68	幕ノ内橋上流	2.2	2.1	1.8	1.5	1.2
		C, イ (5 mg/L以下)		○ 69	阿武隈川合流前	2.9	3.4	2.5	1.7	2.0
	大滝根川 (谷田川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	73	船引橋	1.2	0.8	1.0	0.9	1.3
				○ 74	阿武隈川合流前	1.3	1.2	1.4	1.3	1.0
				75	谷田川橋	1.6	1.5	1.4	1.5	1.4
	釈迦堂川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 79	須賀川市水道取水点	1.5	1.2	1.2	1.0	0.9
		B, イ (3 mg/L以下)		○ 80	阿武隈川合流前	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2
	社川	A, イ (2 mg/L以下)	S46. 5. 25	81	社川橋	1.2	1.6	1.4	1.3	1.2
				○ 82	王子橋	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1
	今出川	B, ハ (3 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 83	猫啼橋	1.5	1.2	1.5	1.2	1.1
	北須川	A, イ (2 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 84	やなぎ橋	1.2	0.8	0.8	0.6	0.6
那珂川	黒川	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 89	栃木県境	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5
久慈川	久慈川	A, ロ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 90	松岡橋	1.0	1.2	1.0	0.8	0.9
				○ 91	高地原橋	0.9	1.1	0.7	0.7	0.7
相 双 地 区 水 域	小泉川	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 94	小泉橋	1.7	1.1	0.7	0.8	1.0
		B, イ (3 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 95	百間橋	1.3	1.0	1.7	1.7	1.3
	宇多川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 96	堀坂橋	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5
		A, イ (2 mg/L以下)	H19. 10. 5	○ 97	百間橋	0.6	0.5	1.1	0.7	0.8

(注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。

2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。

3 類型等は令和7年4月1日現在のもの。

(単位：mg/L) No. 3

水系	水域名	類型等(基準値)	指定 年月日	連番号	調査地点名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
相 双 地 区 水 域	真野川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 98	落合橋	1.0	1.0	0.7	0.8	0.9
		A, イ (2 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 99	真島橋	1.0	0.8	1.0	0.8	0.8
	新田川	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 100	木戸内橋	0.8	0.5	0.6	0.5	0.5
		A, イ (2 mg/L以下)	H19. 10. 5	○ 101	鮭川橋	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7
	小高川	A, イ (2 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 103	善丁橋	0.8	1.2	1.3	1.4	1.0
		A, イ (2 mg/L以下)		○ 104	ハツカラ橋	1.0	1.0	0.8	0.6	0.7
	請戸川	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	105	室原橋	<0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5
				○ 106	請戸橋	1.0	0.7	0.7	0.5	0.5
	高瀬川	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 107	慶応橋	0.7	0.7	0.8	0.6	<0.5
	木戸川	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	112	西山橋	0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
				○ 113	長瀬橋	0.7	0.7	0.7	0.7	<0.5
				○ 114	木戸川橋	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5
	浅見川	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	115	広野町 水道取水点上流	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
				○ 116	坊田橋	0.6	0.5	0.5	<0.5	<0.5
い わ き 地 区 水 域	大久川 (小久川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 117	蔭磯橋	0.9	1.4	1.4	1.3	1.2
				118	連郷橋	1.1	1.2	1.2	1.6	1.2
	夏井川	A, ロ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 120	北ノ内橋	1.2	1.2	0.9	0.9	0.7
		A, イ (2 mg/L以下)	H19. 10. 5	○ 121	久太夫橋	0.8	1.0	1.6	0.8	0.8
	好間川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 122	六十枚橋	1.0	1.0	1.6	1.6	1.1
		B, イ (3 mg/L以下)		○ 123	岩穴つり橋	0.6	0.7	0.9	0.7	0.6
	仁井田川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 124	夏井川合流前	1.7	1.6	2.2	1.8	2.2
				127	霞田橋	1.2	1.3	1.0	0.7	0.6
	藤原川	C, ハ (5 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 128	松葉橋	1.3	1.2	1.3	1.3	1.1
				○ 131	愛谷川橋	0.9	1.3	1.5	1.1	1.9
				132	島橋	4.6	4.1	2.0	2.1	2.0
	鮫川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 133	みなと大橋	2.3	1.6	2.3	2.2	1.7
				○ 137	井戸沢橋	0.8	0.8	1.4	1.6	1.3
	蛭田川	B, イ (3 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 138	鮫川橋	1.1	1.3	1.9	1.7	1.8
		C, ハ (5 mg/L以下)		○ 142	小塙橋	1.7	2.7	1.4	1.7	1.5
				○ 143	蛭田橋	2.9	3.1	2.2	2.4	1.7

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
3 類型等は令和7年4月1日現在のもの。

2 湖沼の各調査地点におけるCOD 75%水質値の経年変化 (単位: mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
湖沼	大川ダム貯水池	A, イ (3 mg/L以下)	H15. 3. 27	○ 144	湖心	2. 4	2. 3	2. 1	2. 2	2. 1
	尾瀬沼	A, イ (3 mg/L以下)	S56. 4. 10	○ 145	湖心	4. 5	4. 4	4. 3	4. 4	4. 3
	奥只見貯水池	A, イ (3 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 146	湖心	2. 9	3. 1	2. 8	3. 1	2. 6
	田子倉貯水池	A, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 147	湖心	2. 8	3. 5	2. 7	2. 8	2. 6
	沼沢湖	A, イ (3 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 148	湖心	2. 2	2. 7	3. 5	3. 0	2. 7
	猪苗代湖	A, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 149	湖心	1. 4	1. 4	1. 5	1. 6	1. 5
				150	小石ヶ浜水門	1. 7	2. 1	2. 0	2. 2	1. 6
				151	天神浜	2. 2	2. 1	3. 6	4. 4	3. 7
				152	安積疏水取水口	1. 6	1. 9	1. 9	1. 9	1. 6
				153	高橋川河口付近	2. 6	2. 1	2. 8	2. 3	2. 5
				154	浜路浜	1. 1	1. 1	1. 2	1. 3	1. 3
				155	舟津港	1. 1	1. 2	1. 2	1. 3	1. 3
				156	青松浜	1. 1	1. 1	1. 3	1. 3	1. 4
	桧原湖	A, ロ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 157	湖心	2. 6	2. 6	2. 7	2. 6	2. 2
				158	湖北部	2. 7	2. 9	2. 8	2. 6	2. 3
				159	湖南部	2. 3	2. 6	2. 6	2. 3	2. 3
	小野川湖	A, ロ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 160	湖心	2. 8	2. 9	3. 0	3. 2	2. 5
				161	湖東部	2. 7	2. 8	3. 3	3. 8	2. 6
				162	湖西部	2. 6	3. 0	3. 4	2. 9	2. 7
	秋元湖	A, ロ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 163	湖心	3. 5	4. 3	4. 5	3. 9	3. 6
				164	湖東部	3. 5	3. 8	4. 2	3. 8	3. 3
				165	湖西部	3. 3	3. 4	4. 3	3. 7	3. 3
	曽原湖	A, ロ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 166	湖心	3. 1	3. 5	3. 4	3. 7	3. 0
	雄国沼	A, ロ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 167	湖心	5. 5	5. 0	-	6. 9	5. 3
	磐梯五色沼湖沼群	A, ロ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 168	毘沙門沼湖心	1. 7	2. 0	1. 9	2. 5	1. 7
	東山ダム貯水池	A, イ (3 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 169	東山ダムサイト	3. 9	4. 2	5. 3	4. 2	4. 9
	羽鳥湖	A, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 170	湖心	2. 8	3. 0	3. 4	3. 4	2. 7
	千五沢ダム貯水池	A, ニ (3 mg/L以下) 令和7年度までの暫定目標 5.0mg/L	H13. 3. 27	○ 171	千五沢ダムサイト	5. 5	7. 2	7. 4	5. 9	6. 3

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
3 類型等は令和7年4月1日現在のもの。
4 令和5年度の雄国沼については、令和4年度の災害により雄国沼までの道路が通行止めであり、採水ができなかったため欠測。

3 海域の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化 (単位: mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定 年月日	連番号	調査地点名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
海 域	相双地区 地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 175	釣師浜漁港沖約2,000m付近	1.8	2.6	2.1	2.6	1.8
				○ 176	真野川沖約2,000m付近	1.9	2.4	2.1	2.1	1.9
				○ 177	請戸川沖約2,000m付近	1.6	2.4	1.9	1.7	1.5
				178	東京電力㈱第一原子力発電所 沖約1,000m	1.7	2.0	1.9	1.8	1.8
				179	東京電力㈱第二原子力発電所 沖約1,000m	1.6	2.1	1.9	2.0	1.6
				180	J E R A㈱広野火力発電所沖 約1,000m付近	1.6	2.0	1.9	1.9	1.6
	松川浦 海域	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 181	漁業権区域区1号中央付近	0.9	0.9	0.7	0.7	0.9
				○ 182	漁業権区域区3号中央付近	1.3	0.9	0.8	0.7	0.8
				183	浦の出入口付近	0.5	0.9	0.9	0.8	0.7
	相馬港 及び相馬 地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 184	地藏川沖約2,500m付近	1.9	2.6	2.3	2.1	1.9
				○ 185	相馬港南防波堤屈曲部から西 約200m付近	1.9	2.8	2.2	2.0	2.3
	南相馬市 原町区 地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 186	南相馬市特別都市下水路沖 約1,000m付近	1.7	2.4	1.8	1.7	1.9
				○ 187	新田川沖約1,000m付近	1.6	2.9	1.8	1.5	1.7
				○ 188	新田川沖約5,000m付近	1.9	2.5	2.0	1.5	1.8
	いわき市 地先海域 (漁港内 除く)	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 189	中之作港沖約1,000m付近	1.1	1.6	1.6	1.6	1.3
				○ 190	豊間漁港沖約1,500m付近	1.0	1.1	1.6	1.4	1.7
				○ 191	夏井川沖約1,500m付近	1.0	1.4	1.7	1.5	1.4
	久之浜港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 192	A及びB防波堤の接部から西 約150m付近	0.8	1.4	1.5	1.5	1.3
	四倉港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 193	埠頭先東約30m付近	1.2	1.7	1.9	1.6	1.5
	豊間漁港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 194	中防波堤先端から西 約30m付近(豊間地区)	1.1	1.4	1.8	1.4	1.4
				○ 195	漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	1.1	1.6	1.7	1.5	1.5
	江名港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 196	東防波堤先端から北西 約50m付近	1.5	1.5	2.1	1.5	1.4
	中之作港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 197	西防波堤先端から南 約200m付近	1.0	1.4	1.7	1.4	1.4
	小名浜港	B, イ (3 mg/L以下)	S47. 3. 31	○ 198	四号埠頭先	1.4	2.0	2.6	1.8	2.6
				199	西防波堤第2の北約400m付近	1.3	2.1	2.6	2.6	2.4
				200	漁港区内	1.3	1.8	4.9	1.8	2.2
	常磐沿岸 海域	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 201	蛭田川沖南南東約2,500m付近	1.6	1.7	2.3	1.6	1.7
				○ 202	鮫川沖南約2,000m付近	1.5	1.4	2.5	1.6	1.5
				203	照島の東南東約800m付近	1.0	1.4	2.6	1.9	1.7
				204	蛭田川沖東約1,000m付近	1.8	1.8	2.3	1.8	1.9
				205	勿来港外の漁港区内	1.7	1.6	2.4	1.7	1.9
				206	小浜港外の漁港区内	1.2	1.7	2.6	1.6	2.1
	常磐沿岸 海域(小名 浜港沖)	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 207	番所灯台から真方位245度線 上約2,000m付近	1.2	1.5	1.9	2.1	2.0
				○ 208	八崎灯台から真方位115度線 上約1,500m付近	1.7	1.6	2.2	1.9	1.6

(注) 1 連番号の○印は、環境基準点を示す。

2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。

3 類型等は令和7年4月1日現在のもの。

水質測定結果（全窒素・全燐）

1 湖沼の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化 （単位：mg/L）

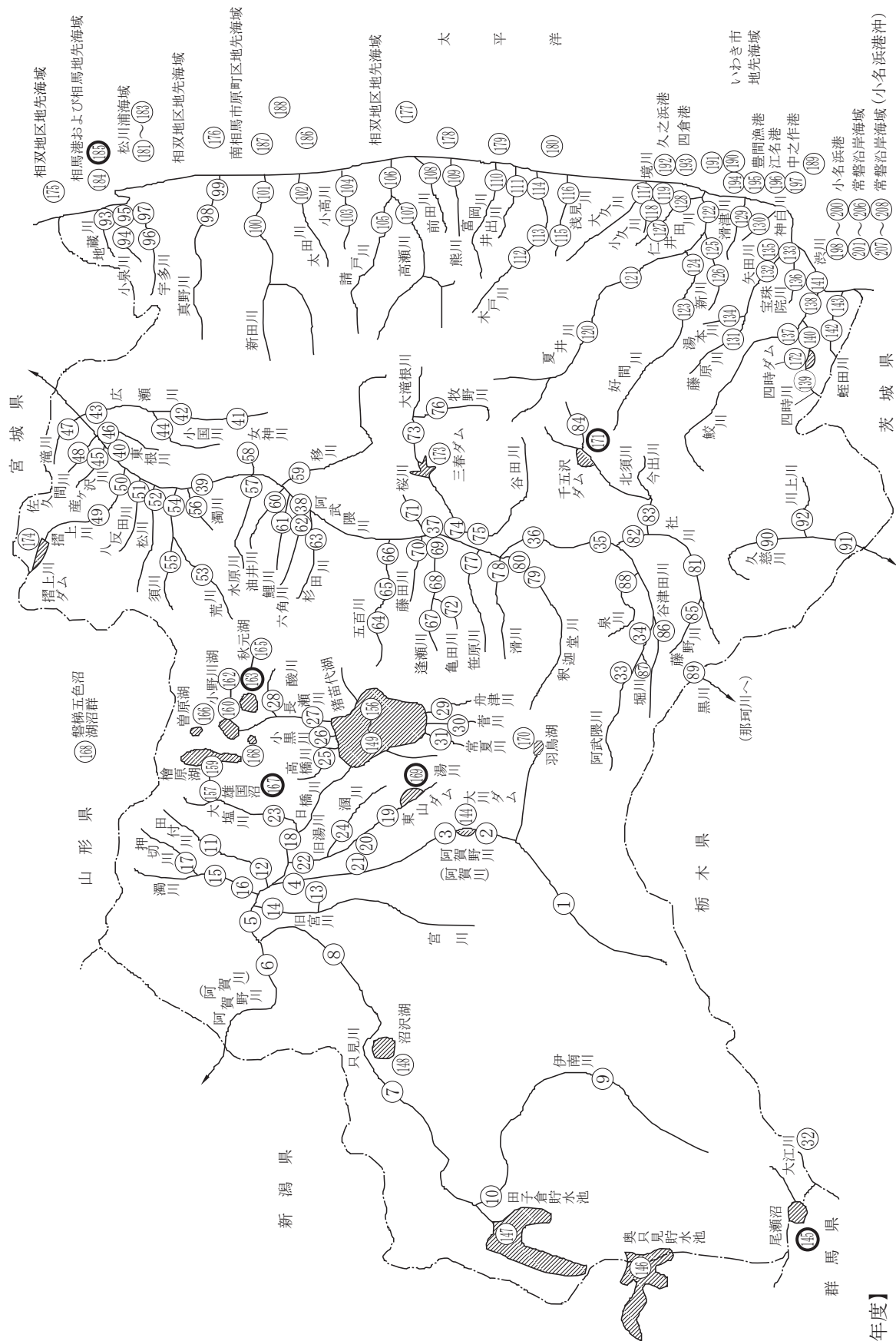
水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
大川ダム 貯水池	Ⅲ, イ (全燐0.03mg/L以下) H15.3.27	全燐	○ 144	湖心	0.011	0.011	0.013	0.012	0.012
猪苗代湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61.3.11	全燐	○ 149	湖心	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
			150	小石ヶ浜水門	0.003	0.005	0.003	0.003	0.003
			151	天神浜	0.006	0.008	0.014	0.018	0.008
			152	安積疏水取水口	<0.003	0.004	0.004	0.004	0.003
			153	高橋川河口付近	0.010	0.011	0.015	0.007	0.020
			154	浜路浜	0.004	0.005	0.005	0.005	0.003
			155	舟津港	0.004	0.006	0.005	0.006	0.003
			156	青松浜	0.004	0.006	0.005	0.006	0.004
桧原湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61.3.11	全燐	○ 157	湖心	0.006	0.008	0.005	0.005	0.005
			158	湖北部	0.006	0.009	0.006	0.005	0.005
			159	湖南部	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005
小野川湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61.3.11	全燐	○ 160	湖心	0.005	0.007	0.007	0.006	0.005
			161	湖東部	0.005	0.007	0.006	0.007	0.006
			162	湖西部	0.005	0.009	0.007	0.007	0.007
秋元湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61.3.11	全燐	○ 163	湖心	0.004	0.010	0.006	0.007	0.006
			164	湖東部	0.005	0.010	0.006	0.006	0.006
			165	湖西部	0.005	0.009	0.006	0.006	0.005
東山ダム 貯水池	Ⅱ, ニ (全燐0.01mg/L以下) H13.3.27	全燐	○ 169	東山ダムサイト	0.015	0.015	0.016	0.016	0.016
千五沢ダム 貯水池	Ⅲ, ニ (全窒素0.4mg/L以下 ：令和7年度までの 暫定目標0.8mg/L) (全燐0.03mg/L以下 ：令和7年度までの 暫定目標0.05mg/L) H13.3.27	全窒素	○ 171	千五沢ダムサイ ト	0.78	0.69	0.72	0.68	0.69
		全燐	○ 171	千五沢ダムサイ ト	0.050	0.043	0.039	0.030	0.028

- (注) 1 調査結果は、表層の年間平均値。
2 連番号の○印は、環境基準点を示す。
3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
4 類型等は令和7年4月1日現在のもの。

2 海域の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化 (単位：mg/L)

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
松川浦 海域	Ⅱ, イ (全窒素0.3mg/L以下) (全燐0.03mg/L以下) H9. 3. 14	全窒素	○ 181	漁業権区域区 1号中央付近	0.28	0.28	0.26	0.30	0.27
			○ 182	漁業権区域区 3号中央付近	0.27	0.25	0.25	0.28	0.26
			183	浦の出入口付近	0.21	0.22	0.24	0.28	0.24
		全燐	○ 181	漁業権区域区 1号中央付近	0.025	0.028	0.033	0.032	0.033
			○ 182	漁業権区域区 3号中央付近	0.025	0.021	0.033	0.033	0.034
			183	浦の出入口付近	0.020	0.022	0.030	0.032	0.028
小名浜港	Ⅲ, イ (全窒素0.6mg/L以下) (全燐0.05mg/L以下) H22. 12. 14	全窒素	○ 198	四号埠頭先	0.36	0.28	0.63	0.31	0.77
			199	西防波堤第2の 北約400m付近	0.90	0.64	0.83	1.0	1.1
			200	漁港区内	0.44	0.24	0.48	0.28	0.41
		全燐	○ 198	四号埠頭先	0.027	0.019	0.032	0.021	0.030
			199	西防波堤第2の 北約400m付近	0.039	0.030	0.030	0.035	0.030
			200	漁港区内	0.036	0.024	0.034	0.023	0.036

- (注) 1 調査結果は、表層の年間平均値。
2 連番号の○印は、環境基準点を示す。
3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
4 類型等は令和7年4月1日現在のもの。



【令和7年度】

○は環境基準を達成しなかった水域 (BOD又はCOD)

145 尾瀬沼：湖心(檜枝岐村) 163 秋元湖：湖心(猪苗代町) 167 雄国沼：湖心(北塩原村) 169 東山ダム貯水池：東山ダムサイト(会津若松市)

171 千五沢ダム貯水池：千五沢ダムサイト(石川町) 185 相馬港及び相馬地先海域：相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近(相馬市)

参考

BOD又はCODの濃度順位（令和7年度）

BOD（COD）が低い地点

【 河 川 】

（単位：mg/L）

順 位	河 川 名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1(14)	阿賀野川	田島橋	<0.5	南会津町
1(1)	只見川	西谷橋		金山町
1(21)	只見川	藤橋		会津坂下町
1(6)	伊南川	青柳橋		南会津町
1(6)	伊南川	黒沢橋		只見町
1(1)	田付川	大橋		喜多方市
1(14)	阿武隈川	羽太橋		西郷村
1(1)	荒川	日ノ倉橋上流（荒川橋）		福島市
1(6)	宇多川	堀坂橋		相馬市
1(14)	高瀬川	慶応橋		浪江町
1(21)	木戸川	長瀬橋		檜葉町
1(1)	浅見川	坊田橋		広野町

【 湖 沼 】

（単位：mg/L）

順 位	湖 沼 名	測定地点名	COD75%値	市町村
1(1)	猪苗代湖	湖心	1.5	猪苗代町 会津若松市 郡山市
2(3)	磐梯五色沼 湖沼群	びしゃもんぬま 毘沙門沼湖心	1.7	北塩原村
3(2)	大川ダム貯水池	湖心	2.1	下郷町

【 海 域 】

(単位：mg/L)

順 位	海 域 名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1(1)	松川浦海域	漁業権区域区3号中央付近	0.8	相馬市
1(1)	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近	0.9	相馬市
2(12)	いわき市地先海域	中之作港沖約1000m付近	1.3	いわき市
2(6)	中之作港	A及びB防波堤の接部から西約 150m付近	1.3	いわき市

(注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%水質値が小さいものから順位をつけたものの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の()内は前年度の順位を示す。

BOD (COD) が高い地点

【 河 川 】

(単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1(3)	好間川	夏井川合流前	2.2	いわき市
2(4)	逢瀬川	阿武隈川合流前	2.0	郡山市
3(24)	藤原川	愛谷川橋	1.9	いわき市

【 湖 沼 】

(単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1(2)	せんごさわ 千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	6.3	石川町
2(1)	雄国沼	湖心	5.3	北塩原村
3(4)	東山ダム貯水池	東山ダムサイト	4.9	会津若松市

【 海 域 】

(単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1(7)	小名浜港	四号埠頭先	2.6	いわき市
2(6)	相馬港及び相馬地先 海域	相馬港南防波堤屈曲 部から西約200m 付近	2.3	相馬市
3(2)	常磐沿岸海域（小名 浜港沖）	番所灯台から 真方位245度線上 約2,000m付近	2.0	いわき市

- (注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%水質値が高いものから環境基準の適合・不適合に関係なく順位をつけたもの。
- 2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の（ ）内は前年度の順位を示す。

(参考) 水質汚濁に係る環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について (抄) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備 考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3 又は14.4により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

※測定方法は省略（以下同じ）。

2 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値					該当 水域
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級・水産1級・水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級及 びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上		
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上		

備 考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 大腸菌群数は令和3年度までふん便汚染の指標として用いられてきたが、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として、令和4年度から「大腸菌数」が適用されている。

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準 値			該当 水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A及び生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下	

備 考 基準値は年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度（pH）	化学的酸素要 求量（COD）	浮遊物質量 （SS）	溶存酸素 量（DO）	大腸菌数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保 全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用 水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以 上		
C	工業用水2級・環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と	2mg/L以 上		
備 考							
1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							
2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100ml以下とする。							
3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000 CFU/100ml以下とする。							
4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 大腸菌群数は令和3年度までふん便汚染の指標として用いられてきたが、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として令和4年度から「大腸菌数」が適用されている。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水について、全燐の項目の基準値は適用しない。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

C

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A及び生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げ る水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下	
備考 基準値は年間平均値とする。					

ウ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—		
備 考							
1 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL 以下とする。							
2 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出す							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 大腸菌群数は令和3年度までふん便汚染の指標として用いられてきたが、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として令和4年度から「大腸菌数」が適用されている。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの。（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産3種・工業用水及び生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1種：底生魚類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種：一部の底生魚類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

C

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩(LAS)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01 mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006 mg/L以下	

（参考）要監視項目に係る指針値

1 人の健康の保護に関するもの

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下	イプロベンホス（IBP）	0.008mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	クロルニトロフェン（CNP）	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	ニッケル	—
フェニトロチオン（MEP）	0.003mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
オキシ銅（有機銅）	0.04mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
クロロタロニル（TPN）	0.05mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下※
フェノブカルブ（BPMC）	0.03mg/L以下		

（注）平成5年3月8日環水管第21号通知、平成11年2月22日環水企第58号・環水管第49号通知、平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号通知、平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号通知、令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号通知、令和7年6月30日環水大管発第2506309号通知

※「PFOS及びPFOA」の指針値については、PFOSとPFOAの合計値

2 水生生物の保全に関するもの

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 A	0.7 mg/L以下
		生 物 特 A	0.006 mg/L以下
		生 物 B	3 mg/L以下
		生 物 特 B	3 mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.8 mg/L以下
		生 物 特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.05 mg/L以下
		生 物 特 A	0.01 mg/L以下
		生 物 B	0.08 mg/L以下
		生 物 特 B	0.01 mg/L以下
	海 域	生 物 A	2 mg/L以下
		生 物 特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 A	1 mg/L以下
		生 物 特 A	1 mg/L以下
		生 物 B	1 mg/L以下
		生 物 特 B	1 mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.3 mg/L以下
		生 物 特 A	0.03 mg/L以下
4-tert- オクチルフェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.001 mg/L以下
		生 物 特 A	0.0007mg/L以下
		生 物 B	0.004 mg/L以下
		生 物 特 B	0.003 mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.0009mg/L以下
		生 物 特 A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生 物 A	0.02 mg/L以下
		生 物 特 A	0.02 mg/L以下
		生 物 B	0.02 mg/L以下
		生 物 特 B	0.02 mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.1 mg/L以下
		生 物 特 A	0.1 mg/L以下
2, 4- ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.03 mg/L以下
		生 物 特 A	0.003 mg/L以下
		生 物 B	0.03 mg/L以下
		生 物 特 B	0.02 mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.02 mg/L以下
		生 物 特 A	0.01 mg/L以下

(注) 平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知、平成25年3月27日付け環水大水発1303272号 環境省水・大気環境局長通知

(参考) トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値

(平成7年5月8日付け環水管第120号 環境庁水質管理課長通知)

指 定 水 域 の 水 温	水質目標値 (年平均値、単位：mg/L)
15℃以下	0.09
15℃を超え20℃以下	0.08
20℃を超え25℃以下	0.07
25℃を超え30℃以下	0.06
30℃を超え35℃以下	0.05

(注) 1 水域の水温は、当該水域の月平均値の年間最高値とします。

2 当該浄水場に高度浄水処理施設が整備され及び整備されようとしている場合にあっては、当該施設のトリハロメタン生成能の削減後の残存率で除した値を目標値とします。

メモ

① 75%水質値について

75%水質値とは、年間の日間平均値の全データを、その値が小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値のことで、生活環境項目であるBOD及びCODの環境基準の達成状況の評価の判断に用います。

② 大腸菌数の単位について

CFU：Colony Forming Unit（コロニー形成単位）。大腸菌の増殖に必要な最小限の栄養素のみを含む培地で検体を培養し、発育したコロニー数を数えることで生菌数を算出するものです。